

「県内産地直売施設間の商品交流フェア（販売会）」実施要領

1 目的

県内の産地直売施設において、商品交流フェア（販売会）を開催する産地直売施設の支援を行うことにより、産地直売所の商品の充実と安定供給、魅力の発信を行い、経営力強化を図る。

2 内容

(1) 対象施設

県内産地直売施設

(2) 実施期間

① 令和3年8月1日（日）～令和3年11月30日（火）までの間の複数日とし、各産直施設が設定する。

② 長期の場合は1ヵ月以上開催すること。

【例1】土日等の場合

8月14日（土）～15日（日） 2日間

9月18日（土）～20日（月・祝） 3日間

【例2】長期の場合

8月1日（日）～9月30日（木）まで毎日

(3) 方法

① フェア期間中は商品交流コーナーを設置する。

※商品交流コーナーとは、平台又は棚を割り振りするなどし、消費者に産直交流商品のコーナーとわかるようにすること。

② 販売商品には、POP等で出品産直施設の名称を表示する。

③ 産地直売施設で交流商品を含む農産品、加工品等を購入したお客様に、県産品を贈呈。

④ 購入金額等の条件や贈呈品は、当該産地直売施設が設定する。

⑤ 販促グッズとして「のぼり」を協会が提供します。

3 経費

(1) 贈呈品の経費は、協会が負担する。

(2) 1産直施設につき、フェア1回開催ごとに10,000円（税込）を上限とし3回まで。長期で実施する場合は、上限40,000円（税込）とする。

(3) 経費については、「実績報告書（様式2）」提出後に精算払いとする。

(4) ただし、景品表示法の範囲内とする。

4 様式

(1) 実施計画書（様式1）

(2) 実績報告書（様式2）

(3) 変更計画書（様式3）

(4) 販促経費請求書（様式4）